任継 記番号	900	•		常務理事	事務長	課長	担当者
資格取得年月日	R		•				
資格喪失予定年月日	R	•	-				
標準報酬月額			千円				

# 健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

被保険者情報	在職時の 被保険者	記号	-	番号		1	フリガナ					
	生年月日	□昭和	l	年 月		日	性別		男 口	女		
	住所	□ 平成	,									
		<b>'</b>										
		電話番号	号(日中連絡	先)	-	-		携帯	_	-		
勤務していた <sup>名称</sup> 事業所の							<u>b</u>					
資	洛取得年月日 (入社日)	□昭和 □平成 □令和	年	月	日		慶失年月日 日の翌日)	令和	年	月	B	
	格喪失時の 準報酬月額		千円									
保険料の ロ毎月納付 ロ 6ヶ月前納 ロ ・					☐ 12 <i>⁄</i> -	月前紀	内	希望	星するものに	は料の納付方法 チェックをしてく 合は毎月納付と	ださい。	
	於格確認書 発行要否	※資格確認書 合は <u>「資格確</u>	そ <b>行が必要</b> 書の発行が必要 記書(再)交付 上を添付	※ <u>以下に記</u> ・マイナンバー ・マイナンバー た者、利用	<u>を当する場</u> -カードを取 -カードを保 登録解除者	<u>易合に</u> 得してい 有してい	<u>限ります</u> ない者、マイ るが健康保障		返納者	<b>\。</b> \者、利用登録	解除を申請し	
	申請期限内に申請する ことができなかったとき はその事由											
申請の手続きは、資格喪失した日(退職日の翌日)より20日以内に行ってください。 期限経過後に申請があり、その遅延事由が正当なものでない場合、被保険者として適用することができませんので ご注意ください。												
Sı	①「健康保	<b>段任意継</b>	続被保険	<b>者資格取得申</b> 請	書」							
必要書類				ては事前に当組		問い合	わせくださ	い)		そろえて <b>現金</b> 送付してくだ		
				<b>保険被扶養者異</b> [3ヶ月分のコピー		1年の	コピー等を	添付	J r	受付印		
	※手続き前	がに国民的	建康保険の	の保険料等とは	比較検討	をお原	負いします	•				
兵庫県建築健康保険組合 												

#### ※保険料の納付方法について

毎月納付 ⇒ 毎月初めに当組合より納付書を送付いたしますので、

10日(10日が土日祝日の場合は、翌営業日)までに金融機関(ATM可)でお振込みください。(納付の際にかかる手数料は別途ご負担ください)

※納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、資格を喪失します。

・前 納 ⇒ (6ヶ月、12ヶ月) 保険料は年度を単位として一括して先に納付することができます。 保険料の割引があり、納付の手間が省けるほか、納め忘れを防ぐことが できます。



※資格取得時の前納は資格取得月の末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日) までに納付することにより前納となるため、申請時期によっては前納する ことができない場合があります。

※資格取得日の属する月の月末までに翌月分からの前納ができます。

## 【任意継続制度に加入するための条件】

- ・資格喪失年月日の前日(退職日)までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。 (前に加入していた任意継続被保険者期間は含まれません。)
- ・資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に、当組合へ申請書を提出(必着)すること。 提出期限が土日祝日など当健康保険組合の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。 退職日より前のご提出はできません。

# 【任意継続被保険者の加入期間】

任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間です。

ただし、以下の理由に該当したときは、2年を経過しなくても任意継続被保険者の資格を喪失します。

- (1)毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- (2)就職等により、健康保険等の被保険者となったとき
- (3)被保険者の方が亡くなられたとき
- (4)被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- (5)被保険者の方から資格喪失したい旨の申し出があったとき

## ≪被扶養者異動届添付書類≫

・収入を証明する書類

給与明細(直近3ヶ月分)のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、確定申告書のコピー等

- ・学生証のコピー又は在学証明書(高校生以上の学生)
- •仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類(別居の場合)※16歳未満および16歳以上の昼間の学生は添付不要。 現況届、預金通帳等のコピー(振込の場合)、現金書留控えのコピー(送金の場合)
- 収入がない人の扶養理由申立書※15歳以上(学生・配偶者を除く)で現在収入が無い方のみ作成してください。

### ≪資格確認書の発行要否≫

※以下に該当する場合に限ります。

- マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、 利用登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者